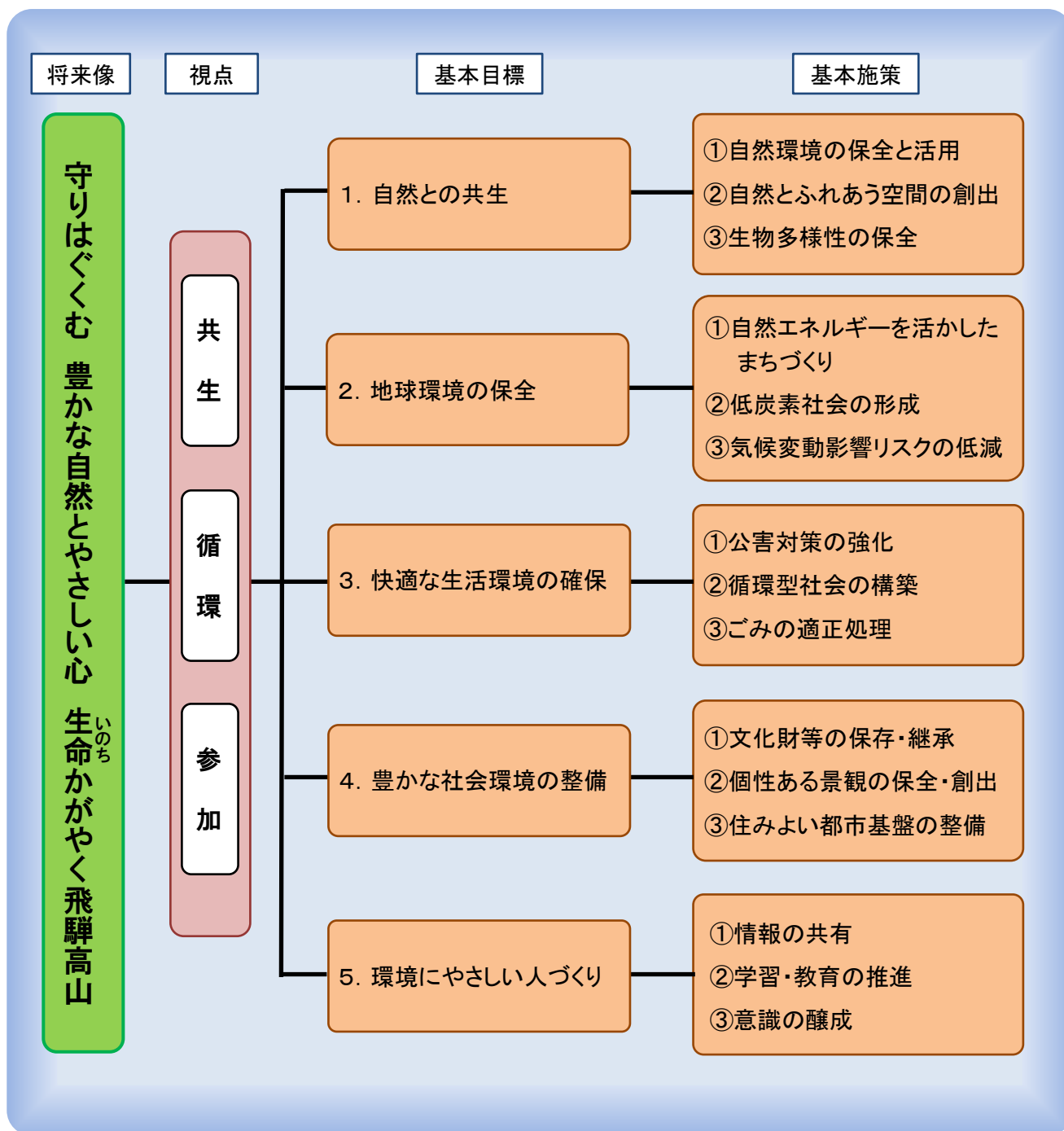


第3章 施策の展開

1. 施策の体系

将来像の実現に向け、5つの基本目標を設定し、基本施策を展開します。



2. 施策の展開

基本目標1 自然との共生

本市は、東に飛騨山脈、西に白山、南には御岳山と、山岳地に囲まれた広大な面積を有し、そのおおよそ9割は森林に覆われ、中央部の高山盆地に市街地があり、周辺地域では主に農林業が営まれています。

活発な地殻変動の影響を受けた地形や地質は変化に富み、傑出した自然景観を形成し、源流域を有する河川、湿地、池等のほか、高山帯から低山帯に至る多様な自然環境は、絶滅が危惧されている希少動植物を含む多種多様な生き物を育み、私たちの暮らしにも密接に関係しています。

その豊かで貴重な自然環境を大切に保全するとともに、自然への負荷に十分に配慮した利活用を図ることにより、自然との共生を図ります。

基本施策① 自然環境の保全と活用



現状と課題

- ・日本一広大な市域を有する本市は、海拔が436mから3,190mと標高差が大きく、内陸型と日本海型の気候を併せ持ち高標高では山岳気候となるほか、植物の垂直分布は照葉樹林帯からハイマツ帯を超える高山帯までと広範囲となっており、多種多様な動植物が確認され、中には国の特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、絶滅が危惧される希少動植物が生息・生育しています。
- ・火山活動や造山運動等の影響を受けた地形や地質は変化に富み、急峻な山岳地や渓谷、湿原等特異な地形が形成されています。
- ・傑出した自然景観とともに貴重な動植物を守り後世に引き継ぐため、保護と利用のバランスを図りながら国立公園や県立自然公園等、豊かで恵まれた自然環境を地域資源として活かすことが望まれています。
- ・森林の適正管理を長期的視点ですすめるうえで、所有者や境界不明の森林及び森林経営に不向きな人工林の顕在化などが課題となっています。
- ・農地が減少する傾向にあって、水田等を生息地とする生き物等の生態系に影響を与えていることから、田園風景や緑の減少に繋がる農地転用許可や開発許可の運用に際しては配慮が必要です。さらに、環境影響評価制度の適正運用も貴重な自然環境や快適な生活環境の保全と創出のために必要です。
- ・太陽光発電事業について、環境への影響が生じる事例の増加が顕在化している状況を踏

まえ、令和2(2020)年4月1日から大規模な太陽光発電事業については環境影響評価法の対象事業として追加されることとなりました。

- ・本市は、宮川、小八賀川、飛驒川、小鳥川、高原川、庄川等清流に恵まれた都市であり、ホテル等の水辺の生物保護・観察や河川清掃などの市民活動も活発に行われ、水生生物等に配慮した河川や水路の整備がすすめられています。また、親水を目的とした河川環境整備もすすめられており、各河川の治水事業や災害復旧事業と併せて生態系保全や住民の憩いとレクリエーションの場を提供する多自然川づくりを基本とした河川整備をすすめる必要があります。

主な取り組み

1) 自然環境の保全

開発行為に対する指導や森林の適正な管理、環境に配慮した河川整備の実施などにより身近な自然環境の保全に努めます。

●適正な宅地開発行為等の推進

- ・「都市計画法」等の関係法規及び「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」等の制度の適正な運用により、宅地開発等の行為に対して、自然環境や生活環境に配慮したものとなるよう指導・助言を行います。
- ・太陽光発電設備等の設置に対し、自然エネルギーの導入を促進しながら生活環境や美しい景観の維持保全を図るため、高山市開発行為に関する指針に基づき指導・助言を行います。
- ・岐阜県地域環境保全指針に基づき、開発事業者への適切な指導・助言を行うことで、地域の希少な動植物や史跡、景観等の幅広い環境保全に努めます。
- ・「農業振興地域整備計画」による優良農地の確保と「農地法」に基づく農地転用許可制度の適正な運用や農用地利用計画の見直しなどを行い、農用地区域の適正利用と身近な田園景観や自然生態系の保全に努めます。

●環境影響評価制度等の適正運用

- ・国や県の環境影響評価制度の適正な運用と環境保全についての指導、調整を図ります。

●100年先の森林づくり

- ・高山市内の民有林を木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域の4つに区分し、100年先を見据えた長期的な視点で区域に応じた森林整備を進めます。
- ・森林所有者に対し、森林の適正な経営管理を促すため、森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムによる森林資源の把握や境界明確化を行います。

●森林の適正管理

- ・森林の適正利用を図るため、森林の開発時における森林法に基づく林地開発の許可や保安林の転用解除制度等の適正な運用に努めます。

- ・岐阜県水源地域保全条例及び高山市水道水源保全条例に基づき指定された水源地域等、水源かん養林の保護・保全など隣接地域との連携や協力体制の強化に努めます。
- ・県の地域森林計画や高山市森林整備計画、森林所有者による森林経営計画に基づき、適正な森林施業をすすめるとともに、保安林整備などを計画的かつ持続的に促進します。
- ・適正な間伐等の管理により、森林の適正保全に努めるとともに、林業後継者の確保や生産活動の活性化を図ります。
- ・自然生態系や景観に配慮した林道開設・改良などにより、森林施業の推進や林業の生産性の向上、森林資源の高度利用をすすめます。
- ・間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギー利用による里山林の維持管理や有効活用を促進します。

●環境に配慮した河川整備

- ・市街地の河川について、周辺環境と調和した水辺空間の形成などにより親水性の確保を図るとともに、市民との協働による河川沿道の維持管理などをすすめ、市民や観光客等への良好な河川環境の提供に努めます。
- ・水環境を保全し、豊かな水辺や多くの水生生物が生息する河川環境の創出を図るため、生活排水処理施設の整備や地域による美化活動、水質調査の実施などを通じて水質の浄化をすすめます。
- ・河川改修や開発事業等に伴う河川への影響について、関係機関との連携により監視・指導の強化に努めます。

●自然災害の防止

- ・山地災害や農地災害、河川への土砂流出などの自然災害の未然防止に努めます。
- ・河川改修や雨水対策施設・土砂災害防止施設整備の促進、宮川防災ダム・久々野防災ダム・丹生川ダム等の管理などによる水害や土砂災害に備えた防災施設の強化を図ります。
- ・災害復旧事業にあたっては、自然環境や景観等に配慮した工法による復旧に努めます。

2) 地域特有の自然資源の保護

保存樹・保存林の貴重な樹木等や野生動植物の生息地・生育地の保護、自然保護意識の高揚を図ることなどにより地域特有の自然資源の保護をすすめます。

●保存樹・保存林等の保護・保全

- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づき指定している地域の貴重な保存樹・保存林について、所有者等の協力による適正な管理をすすめることにより、将来にわたり保護・保全に努めます。

●**動植物の保護・保全**

- ・貴重な自然環境や景観を有する自然公園や自然環境保全地域を適正に保全し、野生生物とその生育環境の保護に努めます。
- ・野生鳥獣の生育・生息環境の保全や、増加する鳥獣による農作物・生活環境被害を考慮した鳥獣保護区の設定に努めます。
- ・鳥、昆虫や植物等、野生生物の生育・生息状況や分布状況などの基礎調査をすすめるとともに、その保護・保全に努めます。
- ・特に保全すべき地域を明らかにするとともに、地域住民や環境保護団体等の連携による生態系の維持再生活動をすすめます。

●**自然保護意識の高揚**

- ・自然環境や野生生物等の保護・保全に関する意識の高揚を図るとともに、国、県、環境保全団体等と連携し、効果的に啓発活動を推進します。
- ・国民の祝日である「山の日」が制定されたことを契機として、山の雄大な自然に親しむとともに、山林の荒廃、動植物の適正な保護、自然環境の保全と地域振興のバランス等、山が抱えるさまざまな課題に対して関心を高める機会の創出を図ります。



旧野麦街道（高根町）

表1 鳥獣保護区の状況

名称	区域	面積(ha)	期間
城山鳥獣保護区 (県指定特別保護地区)	城山風致地区一円	24 (24)	H30.11.1～R10.10.31
高山鳥獣保護区	大八賀川、生井川合流点～ 久々野町境	250	H30.11.1～R10.10.31
日影平鳥獣保護区	岩井町地内	470	H24.11.1～R4.10.31
松倉鳥獣保護区	上岡本町地内他	510	H24.11.1～R4.10.31
御嶽鳥獣保護区	朝日町、高根町、下呂市小坂町 の御嶽山北側地域	1,432	H25.11.1～R5.10.31
北アルプス鳥獣保護区 (国指定特別保護地区)	奥飛騨温泉郷、丹生川町の 乗鞍岳一円	8,443 (2,510)	H26.11.1～R6.10.31
千光寺鳥獣保護区 (県指定特別保護地区)	丹生川町千光寺西地域	302 (38)	H27.11.1～R7.10.31
舟山鳥獣保護区	久々野町舟山北側地域	405	H27.11.1～R7.10.31
中野鳥獣保護区	荘川町中野地内	411	H28.11.1～R8.10.31
神坂鳥獣保護区	奥飛騨温泉郷神坂地内 錫杖岳南側付近	436	H28.11.1～R8.10.31
猪之鼻鳥獣保護区	高根町鳥屋峠東側地域	1,835	H30.11.1～R10.10.31
段・位山鳥獣保護区	一之宮町苅安峠～段地区	313	H30.11.1～R10.10.31
安国寺鳥獣保護区	国府町西門前地内	116	H30.11.1～R10.10.31
金木戸鳥獣保護区	上宝町金木戸、奥飛騨温泉郷 神坂地内笠ヶ岳北側周辺	3,534	H30.11.1～R10.10.31
阿多野郷鳥獣保護区	高根町アイミックス自然村 南乗鞍オートキャンプ場周辺	281	R1.11.1～R11.10.31
金山谷鳥獣保護区	高根町金山谷及び片平国有林 の全部	621	H23.11.1～R3.10.31
であいの森鳥獣保護区	荘川町牧戸地内	40	H24.11.1～R4.10.31
岩瀬鳥獣保護区	荘川町岩瀬地内	326	H24.11.1～R4.10.31
野麦鳥獣保護区	高根町野麦峠西側地域	224	H24.11.1～R4.10.31
五色ヶ原鳥獣保護区	丹生川町五色ヶ原一円	3,534	H26.11.1～R6.10.31
歩み山鳥獣保護区	国府町広瀬町、三日町、蓑輪、 今、上広瀬地内	400	H30.11.1～R10.10.31
有道鳥獣保護区	久々野町有道地内	347	H25.11.1～R5.10.31

※面積の括弧内は、特別保護地区

出典：岐阜県環境企画課
高山市農務課

3) 希少動植物の保護

ライチョウ・ニホンカモシカ等の天然記念物やクマタカ・サクラソウ等の絶滅危惧種等の希少動植物の保護をすすめます。

●希少動植物の保護・保全

- ・国や県のレッドデータブックに基づく絶滅危惧種や希少種の生育、生息状況の把握に努めるとともに、その保護・保全活動をすすめます。
- ・希少な動植物の調査活動や研究活動、保護活動などを推進する自然保護活動団体の活動の紹介や研究・活動成果を公表するなどその育成と活性化に努めます。
- ・国の保護林制度との連携により、郷土の森や森林生態系保護地域における原生的な森林生態系からなる自然環境の維持や動植物の保護などに努めます。
- ・希少動植物の群生地等で採取等の危険性が高まっている場合は、県等関係機関と協力して保護対策をすすめます。

表2 植物の保護地区及び天然記念物の指定状況

保護指定	保護地区	天然記念物指定	所在地
サクラソウ群生地・ギフチョウ生息地	松本町	小鳥峠ミズバショウを含む湿原植物群	清見町夏厩
シヤクナゲ群生地	岩井町	カタクリ群生地	清見町大原
カタクリ群生地	中切町	ミズバショウ群生地	朝日町見座、西洞
オオイワカガミ群生地	漆垣内町	スズラン・レンゲツツジ群落	朝日町西洞
オニゼンマイ群生地	西之一色町	フクジュソウ群落	朝日町大廣
ミドリヒメザゼンソウ群生地	下切町	フクジュソウ群生地	朝日町一之宿
ナガエミクリ自生地	岡本町	山中峠のミズバショウ群落	荘川町寺河戸
コバイケイソウ自生地	下岡本町	苅安湿原植物群自生地	一之宮町ダナ平
ヒガンバナ科植物の群生地	下切町	常泉寺川のバイカモ	一之宮町一之宮上
ダンコウバイ群生地	三福寺町	出典：高山市文化財課	
ヒツジグサ、ヒメコウホネ群生地	松之木町		
コバノミツバツツジ群生地	松之木町		
ササユリ群生地	清見町大谷		
フクジュソウ群生地	清見町大谷		
ギフチョウ、ヒメカンアオイ生息地	荘川町野々俣		

出典：高山市都市計画課



ミズバショウ（朝日町 美女高原）

4) 自然公園等の保全と利用の推進

国立公園、県立自然公園等の日本や地域を代表する自然の風景地の保護と利用の両立を図るため、世界自然遺産やユネスコエコパーク、ジオパーク等、ユネスコが実施・支援する制度等の活用を図ることにより、自然公園等の適正利用をすすめます。

●自然公園等の適正利用の推進

- ・自然公園における生態系や自然景観の保護、施設の利用を促進し、自然保護や環境保全に対する意識啓発をすすめます。
- ・環境省が委嘱する自然公園指導員等と連携し、動植物の保護や美化清掃、利用者の事故防止などについて、利用者等への指導に努めます。

●エコツーリズム等の推進

- ・乗鞍岳や乗鞍山麓五色ヶ原の森等の自然資源を活用したエコツーリズムを推進することにより、本市の有する豊かな自然や歴史、文化に触れる機会の充実を図ります。

●白山ユネスコエコパークを活用した取り組みの推進

- ・白山ユネスコエコパークの理念に基づく環境保護の推進や自然資源の有効活用、地域学習の実施、歴史文化の保存、継承などに取り組みます。

●飛騨山脈ジオパーク構想の推進

- ・ジオパークの基礎となる貴重な地形資質に関する調査研究や保護、地域を巡るジオツアーの構築、ジオガイド育成、地域への普及啓発などを通じた持続可能な地域づくりに取り組みます。

●中部山岳国立公園の活性化

- ・日本を代表する自然の風景地である乗鞍岳をはじめとする中部山岳国立公園及びその周辺地域の活性化を図ります。



中部山岳国立公園（西穂高岳）

表3 国立公園及び県立自然公園の指定状況

区分	名称	所在地域	面積(ha)	特色	指定年月日
国立公園	中部山岳	高山、丹生川、朝日、高根、上宝	23,327 (24,219)	標高3000m級の山岳景観美、高山植物の群生	S9.12.4
	白山	荘川	2,301 (14,017)	白山を中心とする山岳景観美	S37.11.12
県立自然公園	宇津江四十八滝	国府	800	滝を中心とする景観美	S35.8.30
	位山舟山	一之宮、久々野	1,439 (2,656)	位山・舟山を中心とする良好な自然美	S44.4.1
	野麦	高根	428	野麦峠を中心とする自然景観美	S47.4.1
	せせらぎ溪谷	清見	1,167 (1,318)	川上川、馬瀬川流域における溪谷美	H8.4.1
	御嶽山	朝日、高根	2,104 (4,276)	広大な原生林をもつ山岳景観	H11.4.1

(注)()内は県内の全体面積

出典：岐阜県森林林業統計書
高山市環境政策推進課

基本施策②

自然とふれあう空間の創出



現状と課題

- ・市街地における緑地の減少や宅地開発による市街地周辺の農地や里山の減少が懸念されることから、市民、事業者、行政が一体となった緑化の推進や緑化意識の高揚を図る必要があります。
- ・市内には自然公園や中部北陸自然歩道、生活環境保全林等、多くの自然とふれあう場があることから、自然環境に十分な配慮をしながら、利用者の安全の確保や利便性の向上につながる施設整備をすすめるとともに、積極的なPRを行うことで一層の利用促進を図る必要があります。
- ・本市は、宮川や小八賀川、飛驒川、小鳥川、高原川、庄川等の清流に恵まれた都市であり、河川では、ホテル等の保護・観察や河川活動などの市民活動が活発に行われているとともに、水生生物等に配慮した河川や水路の整備や河川環境の活用が図られています。
- ・森林や河川等の自然空間を活用したエコツーリズムや農林漁業との連携によるグリーンツーリズム等、自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。

主な取り組み

1) 緑化の推進と緑化意識の高揚

緑地の整備や保全、緑と親しむ日や緑化月間に合わせた行事、グリーンマーケットの開催などにより緑化の推進と緑化意識の高揚を図ります。

●公園や緑地の整備

- ・利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上を図ります。
- ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。
- ・公園施設の情報提供などにより公園の利用を促進します。

●緑地の保全・活用

- ・「高山市緑の基本計画」に基づき、公園や都市緑地等、緑とオープンスペースの整備に向けた施策を総合的・効果的にすすめます。
- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づき、「保存樹・保護地区・保存林」の指定などにより「守るべき緑」の保全を図るとともに、各種支援制度の活用と緑化意識の高揚に努め、市の緑化事業と連携させ「増やすべき緑」の創出をすすめます。

●緑化意識の高揚

- ・緑化活動の活性化や緑の保全、自然保護活動などに取り組む「緑の少年団」や「林業グループ」等の団体の育成支援をすすめます。
- ・「緑と親しむ日」や「緑化月間」における緑化行事、グリーンマーケットの開催、緑の羽根募金等の実施により、緑化や森林愛護に対する意識の高揚を図ります。

2) 自然とふれあう場の整備

登山道や自然遊歩道等の整備、生活環境保全林や河川環境の維持管理などにより自然とふれあう場の整備をすすめます。

●自然公園等の整備

- ・動植物や自然景観へ配慮しながら、登山道や自然遊歩道、公衆便所等の整備をすすめ、自然公園等の美しい自然や山岳景観にふれることによる自然保護に対する理解の促進や利用者の安全確保、利便性の向上を図ります。

●森林資源の活用

- ・子どもから高齢者まで、だれもが安全に利用しやすい保健休養の場として、生活環境保全林の適切な維持管理と整備をすすめます。
- ・森林が持つ公益的機能や自然生態系の保護に配慮しつつ、レクリエーションや自然とふれあえる公園の整備、生活環境保全林の活用などにより、森林資源の有効活用をすすめます。

●河川環境の活用

- ・自然環境保全に配慮した治水整備や防災対策、散策やスポーツのできる緑地や公園、水遊び場、遊歩道、自然観察施設等の適正な維持管理に努めます。
- ・「水の日」や「川の日」等の機会を活用し、水とふれあう機会の創出や清らかな水環境の保全意識の高揚を図ります。



あさひの森（朝日町）



宇津江四十八滝（国府町）

表4 生活環境保全林の指定状況

名称	所在地域	面積 (ha)	特色	開園 年月日
あさひの森	朝日	174.0	清流を中心として、両岸に連なる山なみの雄大な景観	S55.6.4
荘川であいの森	荘川	24.0	清流沿いに広がるシラカンバの森	S63.10.12
洗心の森	国府	19.0	多数の文化財や社寺に恵まれ、西国33箇所観音巡りも楽しめる神秘的な場所	H11.9.23
望岳の森	高根	18.0	雄大な御岳山、乗鞍岳をバックに四季折々の自然を満喫	H13.1.18
宇津江地区	国府	6.4	滝を中心とする景観美	H12.7.5
大梨洞地区	清見	0.7	四季折々に移り変わる景色、ブナの原生林や大倉の滝等、自然を満喫できる憩いの場	H10.9.11
せせらぎ街道 四季の郷	清見	482.0		H11.11.3
小鳥の郷	清見	153.7		H15.3.31

出典：岐阜県森林林業統計書
高山市林務課

3) 自然とふれあう機会の創出

森林・河川等を活用したエコツーリズム、山の自然学校や自然観察教室の開催などにより自然とふれあう機会の創出を図ります。

●エコツーリズム等の推進

- ・乗鞍岳や乗鞍山麓五色ヶ原の森等の自然資源を活用したエコツーリズムを推進することにより、本市の有する豊かな自然や歴史、文化に触れる機会の充実を図ります。
- ・山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的とした「山の日」等の機会を通じたエコツーリズムの普及を図ります。

●親水事業の推進

- ・カワゲラウォッチングの開催や親水公園の維持管理を行うことにより、身近な河川や水に親しむ機会、学習の場の創出に努めます。

●山の自然学校や自然観察教室の開催

- ・自然公園や身近な自然環境を活用した山の自然学校や自然観察教室を開催することにより、自然保護や郷土の自然に対する意識の高揚を図ります。
- ・地域の環境保全に関する活動や普及活動を実施している団体等との連携を強化し、自然とふれあう機会の充実を図ります。

●グリーンツーリズムの推進

- ・地域の農林漁業等との連携や自然環境を活かした体験プログラムの開発などによりグリーンツーリズムを促進します。



布引滝（丹生川町 乗鞍山麓五色ヶ原の森）



白山連峰（荘川町 ダナ高原）

基本施策③ 生物多様性の保全



現状と課題

- ・「多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて保全する」、「地域の自然資源を持続可能な方法で利用する」、「長期的な観点から保全及び再生に努める」の基本原則に沿って、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組みをすすめています。
- ・宅地開発等の土地造成による生息・生育地の減少や環境の悪化、また乱獲や盗掘、採取など人間の活動が引き起こす負の要因により生物多様性への影響が継続しており、その土地本来の生態系が脅かされています。
- ・かつては薪や炭、屋根葺きの材料等を得る場であった里地里山に人の手が入らなくなった結果、その環境に特有の生き物が危機に瀕しています。一方でイノシシやニホンジカ等の生息数が増加し、分布域が拡大することで深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しており、今後更に人口減少や高齢化が進むことで影響の進展が懸念されます。
- ・ブラックバスやブルーギル、オオハンゴンソウやオオキンケイギクは人の影響によって入り込んだ外来種で、在来生物の生息・生育場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらすなど地域固有の生態系を脅かしています。
- ・低い気温や豊富な積雪のおかげで生態系が特徴づけられている高山帯では、地球温暖化等の影響による気温の上昇が高山植物や動物等に与える影響が懸念されており、調査研究がすすめられています。

主な取り組み

1) その土地本来の生態系の保全

野生鳥獣の保護管理やオオハンゴンソウ等の特定外来生物の防除、在来種を活かした森づくりや緑化などによりその土地本来の生態系の保全をすすめます。

●野生鳥獣の保護管理の推進

- ・野生鳥獣に対する適正な対策方法の確立など、野生鳥獣の保護管理に努め、農林水産物の被害防止など人との共生を図ります。

●特定外来生物防除活動の推進

- ・その土地本来の生態系を脅かしたり、人や農作物に被害を及ぼす恐れのある特定外来生物について、分布の把握や防除に努めます。
- ・県や周辺市町村、関係団体等との連携や国の動向把握などにより、新たな外来生物の侵入や拡大などに関する情報収集と情報発信に努めます。
- ・特定外来生物防除講習会の開催や、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発を行うことにより、特定外来生物に関する意識の高揚を図ります。

●在来種を活かした森づくりや緑化の推進

- ・もともとその土地にあった樹木を育て本来の森をつくることで、いのち(遺伝子)を繋ぐことといのち(生命)の大切さを学ぶ「いのちの森づくり」や、在来種による緑化の推進を図ることで、その土地本来の自然環境の保全・創出をすすめます。

●クリーン農業の推進

- ・環境への負荷の大きい化学肥料・化学合成農薬等の効率的な利用と節減を図るなど、環境にやさしい農業(クリーン農業)の推進に努めます。

●地球温暖化対策の推進

- ・循環型社会及び低炭素社会の形成や自然エネルギーによるまちづくりの推進により、二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化による生態系への影響の抑制に努めます。



特定外来生物 (左:オオハンゴンソウ 右:オオキンケイギク)



いのちの森づくり活動

2) 里地里山利用の推進

荒廃農地、耕作放棄地の解消対策やグリーンツーリズムの推進、間伐材・林地残材等の木質バイオマスの活用などにより里地里山の保全と利用をすすめます。

●里地里山の有効活用

- ・間伐材の利用拡大や市産材の利用などによる人工林の適正管理や林業の活性化を図ります。
- ・木の駅プロジェクトと連携した「積まマイカー」の運行により、間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギー利用による里山林の維持管理や有効活用を促進します。
- ・特に保全すべき地域を明らかにするとともに、地域住民や環境保護団体等との連携による生態系の維持再生活動をすすめます。
- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づく「みどりの保全契約」の締結により、市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や助言を行うとともに、市が里山を取得し適正な管理を行うことで里山景観の保全を推進します。

●荒廃農地、耕作放棄地解消対策の推進

- ・農地の利用集積の推進や鳥獣害防止事業の実施などによる荒廃農地の拡大を防止します。
- ・荒廃農地等の増加を抑えるため、農地利用規制などの緩和による非農家の農地利用をすすめます。
- ・中山間地域等直接支払制度や農村環境多面的機能向上事業、耕作放棄地再生利用事業の実施などにより耕作放棄地の解消に努めます。

●グリーンツーリズムの推進

- ・地域の農林漁業等との連携や自然環境を活かした体験プログラムの開発などによりグリーンツーリズムを促進します。